

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、「中長期的な視点から株主価値の最大化を実現するために経営体制を規律していくこと」と認識しております。

また、「企業は社会の一員である」との考え方に沿って「公正で安全な地域社会の建設に貢献するため、法や規則を遵守し、高い規律と倫理感をもって、誠実で隠し事のない経営を行う」ことを経営の命題のひとつに掲げております。

以上のような基本的な考え方の下に、意思決定の迅速化や業務執行の妥当性・効率性を担保するための監督機能の整備、企業価値を大きく毀損するリスクを最小化するための内部統制機能の構築等、積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 仁	11,964,000	58.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,016,000	4.96
中村 豊	660,000	3.22
THE CHASE MANHATTAN BANK ,N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	384,000	1.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	330,000	1.61
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	290,000	1.41
東京中小企業投資育成株式会社	280,000	1.37
中谷 真一	270,000	1.32
ジェイアイエヌ取引先持株会	237,000	1.16
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENTACCOUNT MPCJ JAPAN(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	228,000	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	田中 仁
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	8月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

現在、当社と支配株主との取引は一切行われておらず、今後行う予定もありません。

なお、今後新たな取引が行われる可能性が発生した場合は、当社取締役会において、取引内容および条件等の妥当性を十分審議のうえ決定し、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古谷 昇	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
古谷 昇		—	氏の上場企業の役員経歴から当社の社外取締役に適任であるため

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は連携を密にし、随時意見・情報の交換を活発に行っております。四半期末前後は定例会合を開催し、また監査期間中は随時ミーティングの場を設け、会計上の問題点について話し合い、監査の充実・強化を図っております。

監査役は、取締役会、並びにその他の重要会議に出席し意見を述べるほか、議事録・稟議書その他の会社内部文書等閲覧、取締役並びに従業員との業務執行にかかる情報交換等を通じ、適切な経営監視機能を発揮するとともに、内部監査部門(業務監査室)と毎月1回定期的に意見交換を行い、内部統制の状況把握、その他重要事項に関する情報交換等を実施しております。

また内部監査部門は監査役監査に対し、資料の提出および監査協力を行っております。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
久須美 康徳	他の会社の出身者				○					○
丸山 和貴	弁護士				○					○
千賀 貴生	公認会計士					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
久須美 康徳	○	――	他社における長年の監査役経験から当社監査役として適任であるため
丸山 和貴	○	――	法曹界の長年の経験と見識から当社監査役として適任であるため
千賀 貴生		――	公認会計士・税理士としての専門的見識から当社監査役として適任であるため

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

事業活動を通じた企業価値の拡大という共通目標に対する各取締役の士気は高く、現状インセンティブ付与の必要性はないと判断しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

平成22年8月期に係る当社の取締役、監査役に対する報酬

取締役を支払った報酬(社外取締役を除く。)	51,600千円
監査役を支払った報酬(社外監査役を除く。)	1,350千円
社外役員に支払った報酬	16,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への連絡は管理本部総務グループが担当しております。また一部社外役員については、社内イントラネットを通じリアルタイムで情報を共有しております。なお、出席会議の議案は所管部より事前に文書または口頭で通知・説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状の体制の概要

当社は、監査役会及び会計監査人設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、取締役会を中心として、監査役会、業務監査室、会計監査人等の連携によるガバナンス機構により運営されております。

有価証券報告書提出日現在における役員の選任状況は、取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役3名)となっております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営上の重要な意思決定や業務執行状況の報告がなされ、各取締役は活発に議論しております。また、監査役も取締役会に出席し意見を述べ、取締役の職務執行状況について適切な監視機能を発揮しております。

執行役員は取締役会において選任し、社外取締役以外の2名の取締役及び取締役でない3名の計5名となっております。

監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査役同士の意見交換を行い、監査計画に基づく監査の実施状況や経営情報の共有化等、監査役同士のコミュニケーションの向上による監査の充実を図っております。

2. 監査役機能強化に関する取組の状況

当社は、定時の取締役会と同程度で監査役会を開催し、取締役の職務執行について監視・監督を行っております。

監査役は、定時および臨時の取締役会の他、執行役員会議、各部署からの重要報告がなされる場であるマネジメント会議、コンプライアンス委員会等の各種委員会に出席するとともに、稟議書や現場からの各種報告書の閲覧を行い情報収集の機会を充実させ、監査の実効性と監査役機能強化を高めております。

3. 会計監査人の状況

当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結しております。前事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行役員 中島 茂喜

指定有限責任社員 業務執行役員 小出 検次

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・現状の体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役による日常的な監査・監督を行うほか、常勤監査役を含めた社外監査役3名が会計監査人及び業務監査室と連携して、取締役の職務の遂行を監査する体制としております。

この体制により適切なコーポレート・ガバナンスが確保出来ているものと考えていることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催 決算発表後及び第2四半期決算発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.jin-co.com/ir/ 決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(担当者): 管理本部 (管理本部長 中村 豊)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示すべき会社情報を迅速かつ網羅的に収集分析し、適時開示規則、金融商品取引法のほか関連諸法令に遵守した適切な公表を行うこと及び重要情報の漏洩、違法な内部者取引を未然に防止することを目的とした「インサイダー取引防止規程」を制定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンスの考え方は、市場からの信認と評価を得られるようにするため、当社で働く全ての役員及び使用人が「倫理」及び「法の遵守」という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定された「ジェイアイエヌ倫理行動指針」を基本とする。

経営理念や倫理行動指針を保証するための体制としてコンプライアンス委員会を設置し、一人ひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動を取るよう、役員及び使用人の教育を行い、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、内部監査部門も各部門の実施状況を定期的に監査する。

また、労働者等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口「コンプライアンスホットライン」をコンプライアンス委員会内ならびに外部専門機関内に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図ることとする。

会社は、通報内容を守秘し、通報者に不利益な扱いを行わない。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人は、法令、定款はもとより、ジェイアイエヌミッションステートメント、及び社内諸規程に則り行動するものとする。

(2) 使用人は、法令、定款違反、社内規則違反或いは社会通念に反する行為等が行われていること、又は行われようとしていることを知った時は、社内通報制度（コンプライアンスホットライン）その他に基づき社内内外の所定の窓口宛通報する。

(3) 業務監査室は、社内規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。

3. 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図るため、関係会社管理規程を制定する。

(2) 関係会社管理規程に従い、管掌責任者及び所管部門は事前の相談・報告と合議により関係会社に対する管理・指導を行い、内部監査部門は関係会社に対してモニタリングを行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存し、管理する。文書管理規程には、保存すべき文書の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定める。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとする。

(2) 事業上のリスクとして、信用リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行うこととする。

(3) 管理本部総務グループを主管部署とし、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会が、内部統制と一体化したリスク管理を推進し、内部監査部門が進捗状況を監査する。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えることとする。

(4) 上記の他、以下のリスクに於ける事業の継続を確保するための体制を整備する。

1. 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

2. 役員・従業員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク

3. 基幹 IT システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク

4. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

6. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定する。

経営計画並びに事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

また、執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員で構成し代表取締役が議長を務める執行役員会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置しないが、監査役の職務遂行においては、内部監査部門の使用人が監査役と連携して効率的な監査を実施する。

なお、監査役から求めがあった場合には、補助使用人を速やかに配置する。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置しないので、独立性に関する事項の定めは設けないが、それを設置することとなった場合には、補助使用人の数及び人事異動・懲戒等につき、監査役の同意を要するものとする等、取締役からの独立性を確保するよう人事的な配慮を行う体制とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。

(2) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

従業員等は、監査役の監査に際して、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。

また、監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家と相談し、重要な改善策を取締役に具申する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用ならびにその評価・改善に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、全役員が遵守すべき規範である「ジェイアイエヌ倫理行動規範」で、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、ならびに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、次の通り社内体制を整備する。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理本部総務グループを反社会的勢力対応の統括部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理、外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理する。

また、幹部社員を中心に、各部署に不当要求防止責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築する。

(2) 外部専門機関との連携状況

主要事業所所在地の所轄警察署、暴力団追放運動推進センター等外部機関への協力要請が速やかに行える様、平時より連絡を密にする。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等

新規取引先に対しては、通常の取引審査に加え、専門機関へ委託し反社会的勢力との関係性有無の調査を実施し、また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、事前・事後を問わず契約を拒絶・解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を追加改定し、反社会的勢力等の侵入排除に努める。

なお、新規株主については全先に対し、既存株主については定期的な保有状況調査の結果、株数の著しい変動があった場合等に同様な調査を実施するとともに、株式事務代行委託企業からも情報提供をうけ、特殊株主が侵入した場合は早急に対策をとるものとする。

(4) 対応マニュアルの整備、研修活動の実施状況

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法をコンプライアンスハンドブック「JIN way」にまとめ、全社員に配布する。

その内容については、朝礼・ミーティング開催時の部署単位での周知のほか、社内試験で出題する等の方法により周知に努める。

また、不当要求防止責任者は外部機関が開催する講習会・セミナーへ積極的に参加し知識の習得に努めるものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は現時点で具体的な買収防衛策の導入は予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

